

(委 員)

第 9 条 本会に委員をおくことができ、父母教師会運営委員が文化体育振興会委員を兼任する。

(顧問・参与)

第 10 条 本会に顧問および参与をおくことができる。

(任 務)

第 11 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 事務長は、会の統括的事務を掌り、内部の機関の連絡調整にあたる。

4 事務次長は、事務長を補佐し、事務長事故あるときは、その職務を代行する。

5 幹事は、事務長を補佐し、会の運営にあたる。

6 会計は、本会の経理を掌る。

7 監事は、本会の会計について定期ならびに必要に応じて監査を行い、その結果を総会に報告する。

8 委員は、本会の重要事項について審議する。

9 顧問は、本会の諮問の応じ、会議に出席して意見をのべることができる。

10 参与は、本会の活動に参加し、会議に出席して意見をのべることができる。

(役員および顧問・参与の選出)

第 12 条 会長は、父母教師会役員会において選出し、副会長以下の役員は父母教師会役員が兼任する。

2 顧問は会長が役員会に諮り、総会の承認を経てこれを委嘱する。

3 学校長を参与に委嘱する。

(任 期)

第 13 条 役員ならびに委員・顧問・参与の任期は 1 年とする。但し、再任は妨げない。

2 後任者の任期は、前任者の任期の残留期間とする。

3 役員ならびに委員・顧問・参与の任期が満了しても後任者が決まるまでには、その職務を行うものとする。

第 4 章 会務

(区 分)

第 14 条 本会に次の機関をおく。

- 一 総会
- 二 運営委員会
- 三 役員会
- 四 会計監査委員会

(会議事項の通知)

第 15 条 会議に提出する事項は、前もってこれを通知しなければならない。

(会議の議決)

第 16 条 すべての会議の議事は、出席者の過半数で決定する。

(総 会)

第 17 条 総会は、本会の最高の議決機関であり、定期総会と臨時総会とし、会長が招集する。

2 定期総会は 4 月に開催する。臨時総会は役員会が必要と認めたとき、または、会員の 1 割以上の要求があったとき開催する。

(定足数)

第 18 条 総会は本会会員の 3 分の 1 以上（委任状の出席可）の出席によって成立する。